

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年11月7日 06時02分ごろ
発生場所	愛媛県今治市中渡島東方沖 中渡島灯台から真方位095° 520m付近 (概位 北緯34° 07.1' 東経133° 00.4')
事故の概要	貨物船WEN CHENGは、北西進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年11月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 WEN CHENG（トーゴ共和国籍）、2,423トン 8896819（IMO番号）、BAOFENG SHIPPING CO,LTD（船舶所有者）、DL EAST SHIPPING CO,LTD（船舶管理会社）
乗組員等に関する情報	船長（中華人民共和国籍） 免状不詳 航海士（中華人民共和国籍） 免状不詳
負傷者	なし
損傷	船底中央部に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好、日出時刻 06時32分 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮流 北流約6ノット（kn）
事故の経過	本船は、船長及び航海士ほか9人（全員中華人民共和国籍）が乗り組み、航海士が甲板手と船橋当直に就き、約10knの対地速力で北西進中、来島海峡中水道（以下「中水道」という。）の手前で右転して予定針路を外れ、針路を北北西方に向けて航行したところ、中渡島東方沖の暗岩（以下「本件暗岩」という。）に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首約2.0m、船尾約3.4mであった。 船長は、来島海峡航路の航行経験が少ない航海士に対し、中水道に到達する前に船長に昇橋を求めるよう指示していたが、実際には昇橋を求めていなかった。 船長は、航海士が船位の確認を適切に行っていなかったため、予定針路を外れたのではないかと本事故後に思った。
分析	本船は、北西進中、航海士が、中水道の手前で右転して予定針路を外れ、本件暗岩に向けて航行し、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられるが、予定針路を外れた経緯については明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が北西進中、航海士が、中水道の手前で右転して予定針路を外れ、本件暗岩に向けて航行し、本件暗岩に乗り揚げたものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船橋当直者は、航行中、GPSプロッターやレーダーを適切に活用して船位を確認すること。・ 航海士は、狭水道を航行する際、船長に昇橋を求めること。
--------------	--